

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

ゴルフのクラブ・ボールの購入費用

Q：ゴルフのクラブやボールを会社で購入しました。この費用は交際費になりますか。当社は取引先の接待のほかに、役員や従業員のレクリエーションのためにもゴルフを行っています。

A：(1)ゴルフのクラブについて……通常一揃いの取得価額が20万円以上になるでしょうから、ゴルフのクラブは減価償却資産となります。

耐用年数は、器具及び備品の「9/娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具」のスポーツ具として3年になります。

減価償却資産は、専ら接待の用に供されるものであっても、その取得に要した費用や減価償却費は交際費にはなりません。その資産の使用はあっても支出がないからです。

(2)ゴルフボールについて……ボールの購入費用は、取引先の接待のために使用するものは交際費となります。が、レクリエーションのために使用するものは福利厚生費として差し支えないでしょう。

いずれの目的のために購入したのか区別が困難な場合は、適正な割合によって区分することになるでしょう。

ちなみにプレー代については、法人の業務の遂行上必要なものは交際費、その他のものは役員又は従業員に対する給与とされます。

